

報道発表資料

令和6年1月12日
独立行政法人国民生活センター

令和6年能登半島地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください！

－ 義援金や寄付を集めるという不審な電話・訪問に注意！ －

令和6年能登半島地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

今般の地震に関連して、「市が義援金を集めているという不審な電話がかかってきた」、「支援品を求める不審な訪問があった」といった相談が寄せられています。地震に便乗した不審な電話はすぐに切り、訪問があっても断ってください。

地震発生後は、被災地域、被災地域以外にかかわらず、地震に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分に注意ください。

1. 相談事例

【事例1】若い男性から携帯電話で「市が能登半島地震の義援金を集めている」という電話があった。休日であったことと携帯電話からであったことから不審に思い「別で義援金を送っている」と返答した。市が義援金の窓口になっているのか。電話で義援金を募ることはあるのか。

(四国地方の自治体からの情報提供、電話を受けたのはグループホーム)

【事例2】「元旦に起きた地震の地域に送る物を集めている。今日そちらの地域を回っているので訪問していいか。会社なので支援品を集めて送ることができる」と電話がかかってきたが、怪しいと思って断った。

(関東地方 60歳代・女性)

2. 消費者へのアドバイス

- (1) 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- (2) 公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。公的機関を名乗って連絡があった場合には応じず、まずは当該機関に確認しましょう。また、義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- (3) 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談してください。

(参考)「ご用心 災害に便乗した悪質商法」(国民生活センターホームページ)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html